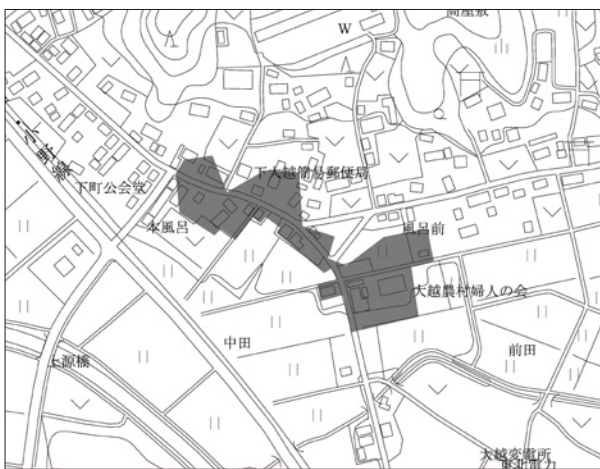


未来へ向けて、下水道で きれいな水と大地を

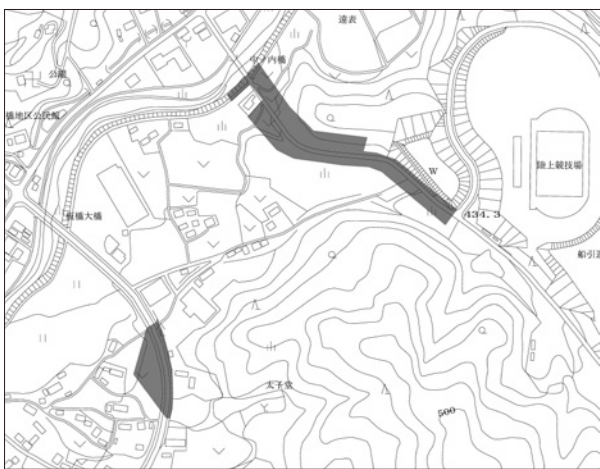
◆新たに下水道が 使用できる区域

- ① 船引町 船引字上田中、砂子田の各一部
- ② 船引町 船引字板橋入山、入山、太子堂、遠表の各一部
- ③ 船引町 船引字卯田ヶ作、長作、堰田の各一部
- ④ 船引町 船引字扇田、四城内前の各一部
- ⑤ 大越町 下大越字中田、町、本風呂の各一部
- ⑥ 滝根町 神保字五林平、菅谷字糠塚前の各一部
- ⑦ 滝根町 広瀬字南作の一部

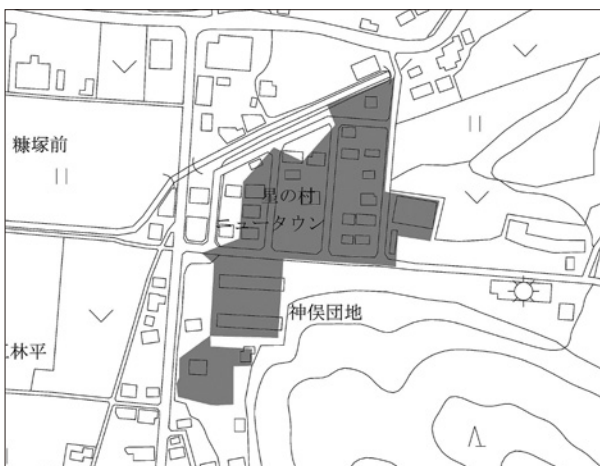
※地図の  の区域



⑤大越町下大越字中田、町、本風呂の各一部



②船引町船引字板橋入山、入山、太子堂、遠表の各一部



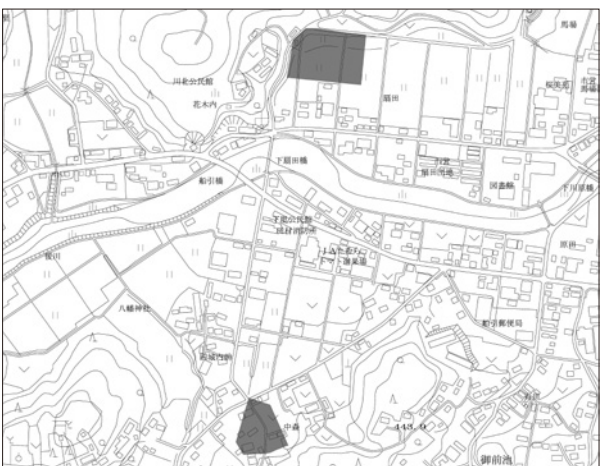
⑥滝根町神保字五林平、菅谷字糠塚前の各一部



③船引町船引字卯田ヶ作、長作、堰田の各一部



⑦滝根町広瀬字南作の一部



④船引町船引字扇田、四城内前の各一部



①船引町船引字上田中、砂子田の各一部

4月1日から船引町、大越町、滝根町の一部で、新たに公共下水道を使用できるようになりました。
これで、市内の下水道供用区域面積は558.51haになり、約1万1700人が下水道を使用できます。

受益者負担金制度とは

下水道は、道路や公園のように誰もが利用できるものでなく、下水道管が整備された地域に住む方しか利用できません。

このように特定の方が利益を受けることから、下水道を利用できる方(受益者)といえます(本管や公共ますなどの建設費の一部を負担していただくのが、受益者負担金制度です。(都市計画法第75条)

受益者負担金は、多額の下水道施設の建設費をまかなう財源の一部として、下水道事業の推進に大きな役割を果たすものです。

受益者負担金の額は、1つの土地に公共ますを1個設置すると24万円となります。

納入方法は、5年分割で年4回(合計20回)に分けて納める方法と、一括で納める(前納)方法があります。

前納する場合は、その回数に応じて報奨金制度があります。

下水道を使用するには

下水道を使用するためには、宅内排水設備を設置し、本管に接続する必要があります。その際は、市の指定工事店に依頼してください。

指定工事店は、基準に合った排水設備を施工するために必要な技術を持つていると市が認めた業者です。指定工事店に申し込むと、排水設備の設計・施工のほか、工事の完了、検査、使用開始の手続きの際に立ち会いなどを行いますので、安心して任せることができます。詳しくは市のホームページをご覧ください。

下水道に早めの接続を

下水道に接続すると、家庭内雑排水が直接側溝に流れなくなるため、側溝からの悪臭などがなくなり、それらが流れ込んでいた河川の水質が改善されます。

下水道は、水路などの公共用水域をきれいにし、良好な生活環境を維持する重要な役割もありますので、早めに接続してください。

使用料はどのくらい?

下水道使用料は、下水道の使用料と合わせて支払うことになり、大滝根水環境センターでの汚水・汚泥の処理、下水道管などの施設の維持管理に使われます。下水道に接続すると、汲み取りや浄化槽維持管理などの費用が不要になります。井戸水を使用している方や、上水道と併用している方の汚水量は別途認定されます。

下水道使用料の額【1月当たり、消費税込み】

基本使用料	10 m ³ を超えて使用した場合の従量使用料【1m ³ 当たり】	
	汚水量 10 m ³ まで 2,052円	
	11 m ³ ～ 20 m ³ まで	205円
	21 m ³ ～ 50 m ³ まで	216円
	51 m ³ ～ 100 m ³ まで	226円
	101 m ³ 以上	237円

※井戸水を使用している方や、上水道と併用している方の汚水量は別途認定されます。

● 問い合わせ

建設部 下水道課

☎ 81-25112